

神奈川県行政書士会 監察活動に関する規則

この規則は、神奈川県行政書士会会則施行規則第2条第3項に定める法規監察部の業務のうち第6号から10号までの監察に関する業務を適正に遂行するため監察連絡員制度を設け、その運用に関し必要な事項を定める。

(目　　的)

- 第1条** この規則は、非行政書士行為を監視し、監察活動の実効性を高めるため、監察連絡員を置き、法規監察部との連絡協調の下で非違行為を防止し、是正することを目的とする。
- 2 会員は、監察連絡員の活動に協力するものとし、非行政書士行為を発見したときは、監察連絡員に報告するよう努めなければならない。

(監察連絡員)

- 第2条** 監察連絡員は、原則として各支部に1名を置き、支部長の推薦を受けて会長が委嘱する。

(任　　期)

- 第3条** 監察連絡員の任期は、本会役員の任期と同一とする。

(任　　務)

- 第4条** 監察連絡員は、非行政書士行為者の発見及び情報の収集に努め、行政書士法に抵触する疑義のある行為者を発見したときは、別記様式第1号の通報用紙を使用して法規監察部長に通報するものとする。
- 2 前項の場合で、参考資料等が提出できないときは、可能な限り詳細な情報を通報用紙に記載するものとする。
- 3 監察連絡員は、通報の範囲にとどめ独自の判断で事実調査等を行ってはならない。

(法規監察部の措置)

- 第5条** 法規監察部長は、前条第1項の通報を受けたときは、速やかに通報内容を確認し、別記様式第2号により会長に対して監察事案として受理した旨を報告しなければならない。
- 2 法規監察部は、会長に前項の報告をした後、速やかに調査を行い、非違行為が明確である場合には期日をもうけて是正するよう警告を発し、非違行為が確認できない場合には当該調査対象者に対し照会等により事実確認を行うものとする。
- 3 法規監察部は、前項の調査対象者が警告に従わず是正措置をとらない場合は、悪質案件として告発等の措置を執ることができる。この場合、監察連絡員は協力して必要な情報、資料の収集に当たるものとする。
- 4 法規監察部は、前項までの措置を執ったときは、その結果を別記様式第3号により会長及び当該通報を行った監察連絡員に報告するものとする。

(監察連絡員会議)

- 第6条** 法規監察部は、監察連絡員との連絡協調を図り、監察活動の質的向上のため監察連絡員会議を開催することができる。
- 2 前項の会議に出席した監察連絡員には、交通費、日当を支給することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成10年3月4日から施行する。
- 2 平成8年8月8日施行の「神奈川県行政書士会監察連絡員制度に関する規則」は、平成10年3月4日をもって廃止する。

附 則

この規則は、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

様式第1号

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会
法規監察部 御中

監察連絡員

印

会 員

印

(所属)

支部

非行政書士行為について（通報）

下記の件に関して、非行政書士行為の疑義がありますので通報します。

記

通報要旨

1. 非行政書士行為者の住所（所在地等）、氏名、職業等

住所（所在地）

氏名（法人の場合は事業所名等）

（年齢 歳） 男性・女性

職業

2. 非行政書士行為の概要（いつ頃、どこで、どのようなことをしたか等）

(1) 期 間 〇〇 年 月 日頃から〇〇 年 月 日頃まで

(2) 場 所

(3) 行為内容等（できるだけ具体的、詳細に書いてください）

3. 参考事項（行為者の容姿、評判、常習性等）

[添付資料： 有り・なし・追って提出・・・・いずれかに〇をしてください]

様式第2号

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会会长 殿

法規監察部長

印

監察対象事案の受報・調査開始報告書

下記の通報者から、非会員による行政書士行為の疑いのある旨通報を受けたので、調査を開始したことを報告いたします。

通報内容等

1. 通報会員等氏名

2. 通報要旨

別添 通報書（写し）記載のとおり
(要点)

会長指示事項 有り 無し (いずれかに〇をつける)
指示要点（内容）等

法規監察部長了承 印

様式第3号

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会会长 殿

通報者 殿

法規監察部長 印

非行政書士行為についての調査結果（報告）

当部において、下記通報内容に関して調査した結果、下記のとおり処理しましたので通知します。

記

1. 通報年月日 〇〇 年 月 日

2. 非行政書士行為者氏名等

3. 行為要旨（通報要旨）

4. 処理結果